

○ 農林水産省
国土交通省 令 第二号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第三項第四号（同法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十六日

農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定) 第六十九条 法第三条第三項第四号(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。 一・二 (略) 三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十条第一項(同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の(三)の項において同じ。) 四・五 (略) 六 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二十条(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第十九条の十四、第六十二条の十二及び第百七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の(三)の項において同じ。) 七・十一 (略) 十二 都市計画法第五十三条第一項(都市再生特別措置法第三十六条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の(三)の項において同じ。)及び都市計画法第五十三条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項 十三・十六 (略)	(畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定) 第六十九条 法第三条第三項第四号(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。 一・二 (略) 三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十条第一項 四・五 (略) 六 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二十条 七・十一 (略) 十二 都市計画法第五十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項 十三・十六 (略)

附 則

この省令は、港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行の日（令和四年十二月十六日）から施行する。